

[事案 28-72] 転換契約無効請求

・平成 28 年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

3 回行った転換について、募集人より何らの説明も受けておらず、また募集人が保険料の立替を条件に勧誘してきたことを理由に、当初の保険契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 8 月、平成 14 年 4 月、平成 21 年 3 月に転換した契約について、募集人からは契約内容に関する何らの説明も受けておらず、契約内容や解約返戻金額について誤認があり、また、募集人より、保険料の立替を条件に勧誘を受けたので、3 回の転換を取消しまたは無効とし、これに伴う転換前の平成 3 年当初の終身保険に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは全 3 回の転換の提案に際し、設計書等を使用して、転換前後の保障内容等につき記載されている内容を一通り申立人に対して説明しており、また申立人が署名した一部の書面からも、申立人自身が募集人より説明を受けたうえで、該当契約の内容を了知したことが確認されている。したがって、何らの説明も受けていないとの申立人主張は事実反する。
- (2) 解約返戻金額についても、その推移を記載した書面を手交しており、申立人において当該金額かかる誤認は認められない。
- (3) 募集人らは、申立人を含め全てのお客さまに対して、保険料の立替等、特別の利益の提供を条件に保険を勧誘したことは一切ないと申述しており、これを認める客観的事情もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は必要十分な説明を行ったと認められ、保険料を保険会社が立て替えるという条件を提示しての違法な募集行為はなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。